

この書面をよくお読みください。

## 契約締結前交付書面(旬の厳選 10 銘柄)

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、契約締結前にお客様にお渡しする書面です。契約にあたっては、本書面をよく読み、内容を十分理解した上でご検討ください。

### 当社の概要

商号：株式会社 FP0 住所：〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目 4 番 2 号なにわ筋 S I A ビル 7 F TEL: 06-6534-2006 FAX: 06-6534-2007 資本金：10,000,000 円

役員の氏名：代表取締役 山本 倫生 取締役 四阿 宏人 取締役 柿内 宏治

主要株主：山本 倫生

当社は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：近畿財務局長（金商）第 300 号

加入金融商品取引業協会：一般社団法人日本投資顧問業協会

当社は、投資助言葉の他に、出版事業、教育事業、インターネットメディア事業、飲食事業を行っています。

### 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

1. 分析者／投資判断者 山本 倫生、谷 大岳、藤ノ井 俊樹、君塚 聡子（追加される可能性があります）
2. 助言者 山本 倫生、谷 大岳、藤ノ井 俊樹、君塚 聡子（追加される可能性があります）
3. 助言の内容及び方法 有価証券等の取引に関する投資判断を映像と銘柄レポートもしくは E メールにて随時提供致します。

4. 報酬体系 100,000 円（税込 110,000 円）※年 4 号一括購入、初めてのお申し込みの場合等、一定の割引を行う場合があります。割引率についてはお申込みページにてご確認ください。

5. 報酬のお支払時期 契約時にクレジットカードによりお支払いいただきます。年 4 号一括購入の場合は、契約時に初年度分をクレジットカードによりお支払いいただき、それ以降は更新月の 27 日に当年度分をクレジットカードによる自動引き落としにてお支払いいただきます。

### 6. クーリング・オフ条項

#### (1) クーリング・オフ期間内の契約解除

契約締結時交付書面を受領された日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面または電磁的記録による意思表示で契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日またはその記録された電磁的記録媒体を発した日となります。契約解除日までの報酬は不要とし、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。また報酬の前払いがある場合はお客様ご指定の銀行口座へお振込みにてご返金させていただきます。書面の送付先 〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目 4 番 2 号なにわ筋 S I A ビル 7 F 株式会社 FP0

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、単号購入の場合は本契約の成立日から 3 ヶ月間の期間満了を持って終了となります。年 4 号一括購入の場合は本契約の成立日から 1 年単位で契約が自動更新され、契約期間途中での解約はできません。契約を終了する場合は、利用終了月の 27 日までに当社 Web サイト上からの解約手続き、又は E メール、電話、FAX のいずれかの方法による意思表示により、契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。

## 7. 当社の苦情対応について

(1)お客様からの苦情やご要望に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。①お客様からの苦情等の受付②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討③解決案のご提示・解決

<当社への苦情等の申出先>電話：06-6534-2006（月曜日から金曜日までの10：00～17：00 祝日等を除く）Eメールアドレス：info@fpo.bz

(2)当社は、上記の対応のほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話：0120-64-5005（月曜日から金曜日までの9：00～17：00 祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。①お客様からの苦情の申立②会員業者への苦情の取次ぎ③お客様と会員業者との話し合いと解決

8. 当社の紛争解決について 当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。①お客様からのあっせん申立書の提出②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任③お客様からのあっせん申立金の納入④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取⑤あっせん案の提示、受諾

9. 有価証券等に係るリスク 投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ①株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ②債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。また、信用取引の対象となっている株式の発行者又は保証会社等の業務又は財産の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回る場合があります。

## 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様から契約の解除の申し出があったとき（詳しくはクーリング・オフ条項を参照下さい）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

禁止事項：投資助言・代理業者は、次のことが法律で禁止されています。

1. 顧客を相手方として、又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介・取次ぎ又は代理
  - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
2. 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
3. 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

<当社に連絡する方法>Eメール、電話、FAXにてご連絡いただけます。なお、書面でご連絡をいただく場合は、以下の住所までお送り下さい。

住所：〒550-0013 大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号なにわ筋S I Aビル7F

TEL: 06-6534-2006 FAX: 06-6534-2007 Eメールアドレス: info@fpo.bz